

米国の進学学力検査ACTテスト における障害受験生への受験特別 措置について

研究開発部特別試験研究部門 藤 芳 衛

1 はじめに

アメリカ大学テスト協会 (ACT, American College Testing Program) が実施する、進学学力テスト (以下、ACT テストと略称) における障害を持つ受験生 (以下障害受験生と略称) に対する試験の実施理念と実施方法について報告する。

ACT テストは米国の大学入学者選抜制度において利用されている二つの全国テストのうちの一つである。現在全米で最も広く利用されており、1994年度には100万人が受験している。それに対して、全国テストの他の一つである進学適性テスト (SAT, Scholastic Aptitude Test) の受験生は90万人であった。

障害受験生の入試制度の調査のため1994年8月にACTを訪れる機会が与えられた。ACTでは障害受験生に対するACTテストの研究と実施に携わるスタッフの方々と懇談することがで

きた。また、点字問題や音声カセット・テープ問題等、実際の試験問題をはじめ多数の資料の提供を頂いた。

入手した情報に基づき、障害受験生に対するACTテストの実施理念と実施方法について報告する。障害受験生の受験状況や成績及び試験の予測妥当性の研究等、試験データの分析結果については別の機会に報告する。

2 障害受験生に対するACTテストの実施理念

米国では障害を持つ受験生に対して大学入学者選抜試験等、試験を公正に実施するよう、その理念が法的に規定されている。試験に対する障害の要因の影響をできる限り排除し、健常者と平等な試験を実施するため、ACTをはじめ、各試験実施機関には適切な受験特別措置を講じることが義務づけられている。

1973年に制定されたりハビリテー

ション法第504条は、資格を有する全ての障害者に、教育計画及び教育活動において等しい機会が与えられることを求めている⁴⁾。入学試験についても次のように規定している。試験が目標とする教育計画の予測尺度としてその試験の妥当性が立証されていない場合、または不公正な影響がより少ない代替試験が利用できる場合、障害受験生に対する不公正な効果を持つどの様な入学試験の使用も禁じている。入学試験は受験生の感覚的技能や運動的技能の障害をできる限り反映せずに、受験生の適性や学習到達度等、試験が測定目標とする要因を、正確に反映していなければならない。障害受験生に対する入学試験は、健常受験生の試験と等しい時期と回数で、障害受験生が利用できる施設で実施されねばならない。

また、第504条は二つの例外を除いて大学側が受験生の障害の存在や障害の状況を、入学前に調査することを禁じている。その二つの例外とは、第一に大学が過去の差別からの影響を是正するために補習教育活動をする場合、及び第二に結果として以前障害者の参加が制限されていた状況からの影響を克服するためにボランティア活動を行う場合である。

1990年に制定された「障害を持つアメリカ人に関する法律」においても、障害者に対する試験の実施理念が、さ

らに明確にかつ具体的に規定されている¹⁾。

このような背景に基づき、ACTは評価結果に対する障害の要因の影響をできる限り排除するため、次節に述べる種々の受験特別措置を講じている。また、特別措置受験した受験生の評価結果に単に「Special」とだけ記載し、障害の種類や程度等、障害の状況については大学に通知していない。

3 ACT テストの実施方法

(1) ACT テストの制度

ACTは全ての受験生に、等しく受験機会を保障するため、現在、一般受験(Regular Testing)、特別日程受験(Arranged Testing)及び特別措置受験(Special Testing)の3種類の試験を実施している。

一般受験は、全国テスト・センターにおいて年5回の全国テストの試験日に健常受験生用通常の試験問題により実施される。

特別日程受験は、次の条件に適合する場合にのみ出願することができる²⁾。

① 宗教上の理由で土曜日に実施される一般受験を利用できない者で、かつ自宅から50マイル以内に土曜日以外の日に一般受験を実施する全国テスト・センターがない者。

② ACTがテスト・センターを設立していない国において受験する者。

③ 身体的理由等で自宅から外出できない者、入院している者、及び少年院等に入所している者。

なお、疾病や外国旅行等は適格理由とはならない。

特別日程受験は次のような手順で行われる。受験生はまず、試験監督を在籍している高校やコミュニティ・カレッジ等の教師やカウンセラに依頼する。引き受けた監督者は、特別日程受験の志願票に必要事項を記入し、監督者と受験生がともにサインして出願する。試験日は9月1日から翌年6月30日までの受験生と試験監督者の双方に都合のよい日でよい。試験場は全国テスト・センターや受験生が在学している学校やコミュニティ・カレッジ等である。やむをえない理由がある場合は病院内や受験生の自宅等、代替試験場での受験を申請することができる。

特別措置受験は障害を持つ受験生のための試験である。試験時間の延長措置や健常受験生用の通常問題冊子以外の点字問題、拡大文字問題、音声カセット・テープ問題での受験を必要とする受験生がこの試験の適格者である³⁾。一般受験及び特別日程受験では試験時間の延長措置または通常問題以外の問題での受験はできない。

障害受験生はその障害の種類と程度とに応じて一般受験、特別日程受験及び特別措置受験を選択して出願する。標準的な受験条件、すなわち通常の試験時間及び通常の問題冊子と解答用マークシートで全国テストの試験日に全国テスト・センターにおいて受験できる者は一般受験をする。車椅子の使用や手話通訳者の配置等、一般受験の実施に障害とならない種類の受験特別措置を必要とする者も、標準的な受験条件での受験が可能であれば、一般受験を出願する。ただし、特別受験措置を申請する理由を記した手紙を志願票に添付しなければならない。特別措置受験の適格条件には適合しないけれども特別日程受験の適格条件を満たしている者は特別日程受験を出願する。一方、特別措置受験の適格者は特別措置受験を出願する。

障害受験生には、視覚障害者(盲者と弱視者)、聴覚障害者(聾者と難聴者)、運動障害者(肢体不自由者)、学習障害者、および心理的または認知的障害者が含まれる。学習障害者とは、その知能の測定値に比して学習達成の程度がかなり低い者である。学習障害は視覚障害、聴覚障害、運動障害等、他の障害とは区別される。学習障害者は、ACTの障害受験生の約8割を占めている。心理的または認知的障害者には、注意欠陥多動障害を持つ者や認

知障害を持つ者等が含まれる。ただし、連邦政府障害指針によれば、単なる試験不安は障害とはみなされない。

(2) 特別措置受験の具体的実施方法

特別措置受験は次の要領で実施される。まず、受験生が在籍している高校やコミュニティ・カレッジ等の教師やカウンセラ個人に試験監督を依頼する。試験監督者は受験生と協議して、試験日や試験場及び必要な受験特別措置を志願票に記入する。監督者と受験生がともに志願票にサインして、受験料とともに志願票を ACT に送る。ACT は志願票を審査し、問題冊子と監督者要領を監督者に送るとともに、受理した受験特別措置について通知する。監督者は、監督者要領に基づき試験を実施する。試験終了後マークシートの解答とともに、問題冊子を ACT に返却する。最後に、ACT はマークシートを採点し、その評価結果を受験生本人及び志望大学に送付する。

特別措置受験の適格条件は、過去3年以内に、専門家によってなされた診断書で、身体的、心理的又は学習上の障害を有することが証明できる者であり、通常の試験方法で試験を受けられない受験生である。米国では障害児1人1人のために教育委員会、学校管理者及び担任教師が両親の同意を得てその生徒の指導計画である「個別教育計画」(IEP, an Individual Educational

Plan) を毎年作成する。過去3年以内に作成されたこの個別教育計画に受験生が障害を有し、受験上の配慮を必要とする旨が記載されていれば、診断書は不要である。診断書や個別教育計画の写しを志願票に添付する必要はない。ただし、ACT が開示を求めた時には提出する。

特別措置受験を実施する試験監督者には、一般に受験生が在学している高校やコミュニティ・カレッジ等がその教師やカウンセラを指名する。もし指名されていない場合は、受験生の責任で教師やカウンセラに試験監督を依頼する。また、受験生が現在就学していない場合、近くのコミュニティ・カレッジの試験センターに相談することを ACT は勧めている。

監督者は、次の9つの条件をすべて満たしていなければならない。条件に適合しない監督者によってなされた試験は、破棄されるとともに受験料も返却されない。

- ① 英語に習熟している。
- ② 試験や測定の経験をもっている。
- ③ 特別受験が実施される学校等、機関の職員である。
- ④ 試験問題等の秘密保持のため金庫等、試験場の機関の設備を利用できる。
- ⑤ ACT テストの試験問題等と一

緒に送られて来る、特別措置受験監督者要領の理念と手続きに従って、試験を実施することに同意する。また、監督者と受験生との関係に疑問をもたれないようにするため、監督者は次の条件にも適合していなければならない。

- ⑥ 受験生の親族又は保護者であってはならない。
- ⑦ 受験生または受験生の家族から報酬を受けている個人的相談者や家庭教師であってはならない。
- ⑧ その年度の ACT テストの準備活動に従事している者であってはならない。
- ⑨ もし受験生が運動競技の選手である場合には、高校や大学の運動競技のコーチであってはならない。

受験日は受験生と試験監督者の双方に都合のよい9月1日から翌年6月30日までの任意の日でよい。

試験場は、学校や大学等、受験生が在学している機関の教室が一般的である。もし受験生が入院していたり、身体的理由等で自宅から外出できない場合には、病院内や受験生の個人宅での受験を申請することができる。申請に当たっては、なぜ代替試験場で受験しなければならないかを詳細に記した理由書を志願票に添付する。

特別措置受験は年2回受けることが

できる。試験と試験の間は最低60日以上あけなければならない。この60日以上あけるという原則にあっているかを確認するのは試験監督者の責任である。もしこの原則に違反すればその試験の得点は自動的に破棄され、受験料も返却されない。

特別措置受験の志願票の受付期日は、準備の都合上、受験希望日の少なくとも4週間前、できれば6週間前が望ましい。志願票の消印は6月1日まで有効である。

なお、受験料は1994—95年現在、全米50州内での受験は17ドル、50州以外での受験は32ドルである。また、監督者への謝金は通常の試験時間内での実施の場合は48ドル、試験時間延長措置が講じられている場合は63ドルである。監督者謝金は ACT が支払う。

(3) 試験時間の延長措置、試験問題及び解答方法

試験時間の延長措置は、特別措置受験の適格者の条件である。試験時間の延長は、1982年度当時は制限されていなかった⁴⁾。健常受験生の試験時間は3時間程度であるのに対して、点字問題使用者の平均試験時間は7.5時間である。また、拡大文字使用者の平均試験時間は5時間であった。その後、障害受験生と健常受験生との得点を比較可能にするため障害受験生に対する適切な試験時間延長量の推定に関する研

究が進められた。現在では障害の種類と程度とに応じて適切な試験時間の延長量を算出する基準が設けられている。志願票に基づき、ACTの担当者がその障害の種類と程度とに応じて、健常受験生の試験時間の2倍から3倍の延長を決定し、受験生と監督者に通知している。しかし、現在この基準は公表されていない。試験時間延長量に関するこれまでの試験データの分析結果の発表が待たれる。また、必要ならば、特に重度の障害受験生に対してはACTテストの4科目を1日1科目ずつ受験することも可能である。

また、代替問題の使用も特別受験の適格者の条件である。代替問題としては点字問題冊子、拡大文字問題冊子及び音声カセット・テープ問題の3種類が用意されている。点字問題または音声カセット・テープ問題を選択した受験生には、通常の墨字問題冊子も送られる。しかし、監督者は点字または音声カセット・テープ問題使用者に試験問題を読むことは禁じられている。音声カセット・テープ問題は、ACTが作成した原稿に基づき、専門の朗読者と録音技師によって録音される。ACTは通常、教科書等を朗読者に読んでもらっている受験生についても、音声カセット・テープ問題を使用することを推奨している。しかし、やむをえない理由がある場合、朗読者の配置を

ACTに申請することができる。

視覚障害者は、使用する問題の形式によって試験時間の延長量が異なる。点字使用者は点字で解答する。監督者がそれをマークシートに転記して、点字解答とともにACTに送る。拡大文字問題や音声カセット・テープ問題の使用者のうち、マークシートにマークできる受験生はマーク解答する。マークできないものは口頭で解答し、監督者が代わってマークシートに代筆する。

聴覚障害者については、聴力損失が読書障害を引き起こしているという診断書を持っていれば、試験時間の延長措置が認められる。また、試験場での注意事項の伝達のためには、手話通訳者の援助を受けることができる。しかし、問題の通訳は禁じられている。

解答をマークするうえで障害を持つ運動障害者は、試験時間延長措置の対象者である。監督者が代わって代筆する。

学習障害を持つ受験生は試験時間延長措置や音声カセット・テープ問題等、代替問題の使用を認められる。試験問題の形式は在学している学校の試験で通常使用している形式と一致していなければならない。

心理的又は認知的障害を持つ受験生も、試験時間の延長措置の必要性を示す文書があれば、試験時間の延長措置

を受けられる。

4 終わりに

米国では「1973年のリハビリテーション法」第504条及び「1990年の障害を持つアメリカ人に関する法律」等、障害者に対する入学選抜試験の実施理念が法的に確立されている。ACTは障害者に健常者と平等に進学の機会を保障するため、障害に応じる適切な試験時間の延長措置及びいろいろな形式の代替問題の準備等、入学試験結果に対する障害の要因の影響をできる限り排除するため、種々の受験特別措置を講じている。また、各大学に対する試験成績の提供にあたっては障害の種類や程度等、障害の状況に関しては報告していない。特別措置受験した者には単に「Special」とだけ記載している。

米国と同様、日本の障害者にも健常者と同様の進学の機会を保障するためには音声問題の新たな開発や適切な試験時間の延長量の推定等、試験実施方法のより一層の改善に資するための科学研究を必要とする。一般に、ヨーロッパに比して日本と米国の大学入学制度は基本的に類似している。障害者に対する入学試験方法もほぼ同様である。しかし、試験の実施理念の法的確立及び実施方法に関していくつかの課題が存在する。具体的試験の実施方法についていえば、日本でも点字を使用

できない中途失明者や、現在ようやく我が国の文部省でもその定義が検討されている学習障害者のためには、音声カセット・テープ問題を新たに作成し、その実施方法を研究することが必要である。また、米国と日本の障害者に対する試験時間の延長量は大幅に異なるため、適切な試験時間の延長量を推定するための定量的な研究も緊急に必要となっている。

謝 辞

1994年8月にACTを訪問した際、障害者に対するACTテストの実施方法やデータの解析方法等について親切にご説明いただいた、研究部のJames Maxey博士および試験実施担当者の皆様方に厚く御礼申し上げます。また、なにかと御助言頂きました大学入試センターの池田輝政先生に御礼申し上げます。

参考文献

- 1) 藤芳衛 (1994) 米国の進学適性検査 SAT における障害受験生への受験特別措置について. 大学入試フォーラム, No.17, 100-106.
- 2) American College Testing Program (1994) 1994-1995 Request for ACT Assessment Arranged Testing. Iowa City: American College Testing Program.

- 3) American College Testing Program (1994) 1994-1995 Request for ACT Assessment Special Testing. Iowa City: American College Testing Program.
- 4) Laing, J, and Farmer, M. (1984) Use of the ACT Assessment by examinees with disabilities. American College Testing Program Research Report, No. 84, 1-35.